

平成25年度 第1回 学校給食北部センター運営委員会 会議次第

日 時 平成25年5月20日(月)

午後4時

場 所 北部センター会議室

1. 開 会

2. 委嘱書交付

3. 自己紹介

4. 平成25年度役員を選任について

5. あいさつ

6. 会議事項

(1) 平成25年度事業計画について

(2) 平成25年度給食会計予算(案)について

(3) その他

7. 閉 会

平成25年度佐久市学校給食北部センター運営委員会役員（案）

役職名	平成25年度		平成24年度	
	学校名	氏名	学校名	氏名
会長	高瀬小学校長	荻原 周子	岩村田小学校長	榑澤 晴樹
副会長	浅間中学校長	茂木 伸一	東小学校長	原 義和
監事	東中学校長	児玉 尚也	浅間中学校長	高柳 元茂
監事	岩村田小学校長	榑澤 晴樹	高瀬小学校長	荻原 周子
監事	東中学校PTA会長	井出 照彦	浅間中学校PTA会長	佐藤 宏
監事	東小学校PTA会長	須江 高広	平根小学校PTA会長	原 武志

# 運営委員会役員の年度別内訳

学校給食北部センター

年 度	会 長	副 会 長	監事 中学校代表	監事 小学校代表	監事 中学校PTA代表	監事 小学校PTA代表
平成 8 年度	東中	高瀬小	浅間中	平根小	浅間中	岩村田小
平成 9 年度	中佐都小	浅間中	東中	岩村田小	東中	平根小
平成10年度	岩村田小	平根小	浅間中	高瀬小	浅間中	東小
平成11年度	高瀬小	中佐都小	東中	東小	東中	中佐都小
平成12年度	東小	東中	浅間中	中佐都小	浅間中	高瀬小
平成13年度	浅間中	高瀬小	東中	平根小	東中	岩村田小
平成14年度	平根小	東中	浅間中	岩村田小	浅間中	平根小
平成15年度	東中	高瀬小	浅間中	東小	東中	東小
平成16年度	中佐都小	岩村田小	東中	高瀬小	浅間中	中佐都小
平成17年度	岩村田小	東小	浅間中	中佐都小	東中	高瀬小
平成18年度	高瀬小	浅間中	東中	平根小	浅間中	岩村田小
平成19年度	東小	平根小	浅間中	岩村田小	東中	平根小
平成20年度	浅間中	中佐都小	東中	東小	浅間中	東小
平成21年度	平根小	東中	浅間中	高瀬小	東中	中佐都小
平成22年度	東中	高瀬小	浅間中	中佐都小	浅間中	高瀬小
平成23年度	中佐都小	岩村田小	東中	平根小	東中	岩村田小
平成24年度	岩村田小	東小	浅間中	高瀬小	浅間中	平根小
平成25年度	高瀬小	浅間中	東中	岩村田小	東中	東小

平成25年度 佐久市学校給食北部センター運営委員会名簿

職 名	氏 名	電 話	職 名	氏 名	電 話
岩村田小学校長	棚澤 晴樹		PTA会長	森角 朗	
平根小学校長	廣田 敦弘		PTA会長	竹花 長雅	
中佐都小学校長	平嶋 登		PTA会長	古畑 利晴	
高瀬小学校長	荻原 周子		PTA会長	菊池 かづみ	
東小学校長	原 義和		PTA会長	須江 高広	
浅間中学校長	茂木 伸一		PTA会長	深町 健二	
東中学校長	児玉 尚也		PTA会長	井出 照彦	
学 校 医	菅原 敏明		学校薬剤師	市川 真人	
学校教育部長	桜井 和則				
事 務 局					
学校給食課長	磯貝 修				
課長補佐	吉田 晃				
事業係長	高橋 浩一				
栄養教諭	黒澤 真弓				
栄 養 士	原 砂織				
栄 養 士	岩下 泰枝				

# 平成25年度学校給食北部センター事業計画

## 1 学校給食の目標

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

## 2 給食の運営目標

- ①安全で安心して食べられる給食
- ②栄養バランスのとれたおいしい給食
- ③学校給食衛生管理の基準に沿った衛生管理の徹底
- ④食に関する教育の推進

## 3 献立方針

- ①文部科学省より示されている学校給食の摂取基準と標準食品構成に準拠する。
  - ・基本は、小中学校同一献立とする。  
(ただし、栄養面で調整が必要な場合はこの限りではない)
  - ・分量は小学校中学年を基準量とし、低学年0.9、高学年1.1、中学校1.3倍を目安に調整する。
- ②平成25年度献立年間計画により献立を作成する。
  - ・地場産物の活用
  - ・郷土食や行事食、旬の食材を使用した季節感のある献立の工夫
  - ・各学校の希望献立の実施
- ③食材は、原材料や生産地等が明らかなものを使用する。
- ④アレルギー対応食の提供  
「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」に基づき、実施を希望する保護者からのアレルギー対応食意向調査票及び医師の診断によるアレルギー対応食指示書の提出により、関係者による面談・申請手続きを行いアレルギー対応食の提供を行う。

#### 4 学校別給食数と配送時間

学校名	給食数	配送到着時間	給食開始時間	給食日数
岩村田小学校	1, 126	11:30 11:40	12:35	205
平根小学校	227	11:40	12:35	202
中佐都小学校	358	11:55	12:30	200
高瀬小学校	226	12:10	12:20	205
東小学校	395	12:15	12:30	200
浅間中学校	770	12:18	12:40	201
東中学校	304	12:08	12:40	201

配送車 4台 給食センターの稼働日数 213日

#### 5 給食費

1食あたり 小学生 260円 中学生 300円

#### 6 職員構成

課長 1人 (兼務)  
 課長補佐 1人 (兼務)  
 係長 1人  
 栄養士 3人 (県職員2人、市職員1人 (アレルギー担当))  
 調理員 19人 (正規職員5人、嘱託職員12人、臨時職員2人)

#### 7 年間計画

年間計画 (学校、家庭との連携を密に事業を行う。)

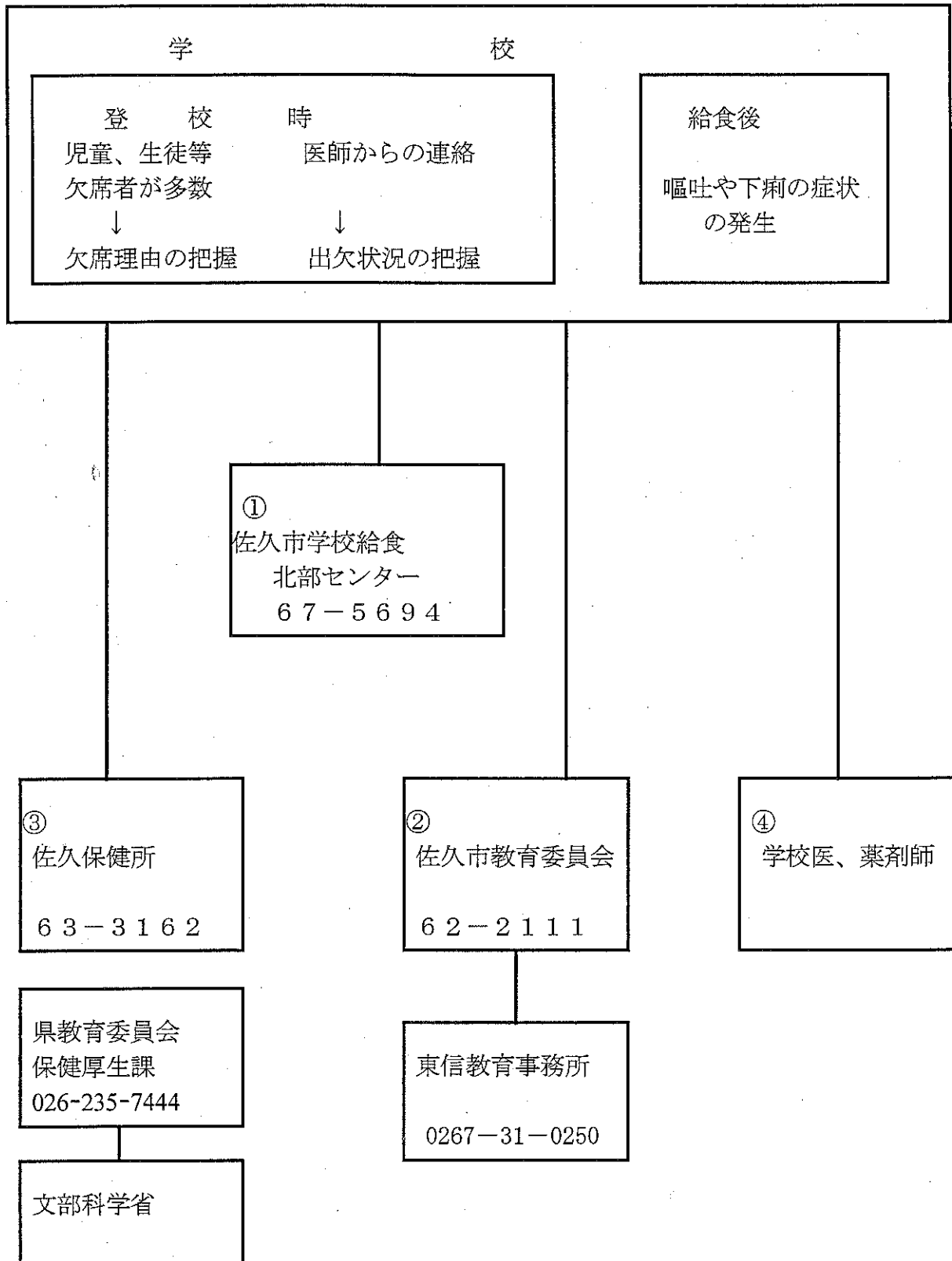
- ・ 運営委員会 年3回開催 5月、11月、3月
- ・ 献立委員会、年2回開催 6月、3月
- ・ 連絡ノート of 交換 (毎日)
- ・ 献立表、給食便りの配布 (毎月・家庭配布)
- ・ 献立カレンダーの配布 (毎月・各クラス配布)
- ・ 希望献立 (各校年1回)
- ・ 栄養士、係長、調理員による学校訪問 (各クラス)
- ・ 給食連絡簿 (かけはし) の交換 (各クラス)
- ・ 試食会 (センター又は学校にて実施)
- ・ センター見学 (児童・生徒・PTA)
- ・ 給食週間時の栄養士の話 (依頼により実施)
- ・ 食に関する授業 (依頼により実施)
- ・ 学校保健委員会、PTA研修等での食の話 (依頼により実施)

# 平成25年度 献立年間計画

佐久市学校給食北部センター

月	月目標	献立作成のポイント	行事食等	食品	指導内容	その他
4月	給食のきまりやマナーを覚えて楽しい給食にしよう。	入学、進級を祝う献立。新入生が食べやすいよう調理の工夫。春を感じる献立。	入学・進級祝	ちんげん菜、菊 キャベツ・菜の花 新玉ねぎ あまなつ	給食のきまりを知る。正しい食事のあり方を身につける。	
5月	バランスのよい食事を楽しもう。	成長期に必要なバランスのとれた献立。	子どもの日	アスパラ こかぶ・かつお 新じゃが	小、中学生に必要なバランスのとれた食事を理解する。	献立委員会 運営委員会 学校訪問
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	カルシウム摂取を考慮した献立。よく噛んで食べる献立。	虫歯予防デー かみかみ献立	梅・メロン・びわ さくらんぼ	カルシウムの働きを知り、必要量を摂取できるよう努力する。	学校訪問
7月	暑さに負けない食事を楽しもう。	暑さに負けない食品をとり入れた献立。	七夕 土用丑の日 希望献立	トマト・なす きゅうり・オクラ うなぎ・プラム すいか	夏の体の特性を知り暑さに負けない体を作るための食事を知る。	学校訪問
8月	規則正しい食事を楽しもう。	生活のリズムと食事を関連付ける献立。		かぼちゃ・なす ピーマン きゅうり・トマト じゃがいも	朝食の必要性 三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
9月	規則正しい食事を楽しもう。	運動量の多い月なので量と質の配慮をする。	防災の日 十五夜 運動会応援 希望献立	里芋・ごぼう かぼちゃ・冬瓜 梨・プルーン・ぶどう さんま・さば	三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
10月	好き嫌いしないで食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	体育祭応援 希望献立	サツマイモ きのこ・くり いわし・さんま サバ	偏食の害を知り、バランスのよい食事をするように努力する。	学校訪問
11月	感謝して食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	勤労感謝の日 (収穫祝) 希望献立	里芋・人参 きのこ・佐久鯉 たら・鮭 白菜・大根 柿・りんご	食べ物を大切にする気持ちを持つ。作る人への感謝の気持ちを持つ。	学校訪問
12月	寒さに負けない食事を楽しもう。	寒さに負けない食品をとり入れた献立。	クリスマス 冬至 年越し 希望献立	白菜・ねぎ チンゲン菜 ほうれん草・かぶ 水菜・ブロッコリー りんご・みかん	冬の体の特性を知り、寒さに負けない体を作るために必要な食品を知る。	学校訪問
1月	郷土の食べ物を知ろう。	郷土に伝わる食材を使って献立や行事に関連した献立。	鏡開き 給食記念日 希望献立	なすな・凍豆腐 大根・小松菜 佐久鯉・白菜 ぼんかん・苺	郷土に伝わる食べ物や行事食を知る。給食の歴史を知る。	学校訪問
2月	食事と健康の関係を理解しよう。	貧血など病気を予防するための栄養について考慮した献立。	節分 希望献立	ほうれん草・小松菜 白菜・三つ葉 いわし・オリーブ いよかん・苺・豆	生涯の健康を配慮した望ましい食生活のあり方を理解する。	学校訪問
3月	食生活の反省をしよう。	卒業を祝う献立。	ひなまつり 卒業祝	お赤飯・菜の花 さわら・三つ葉 でこぼん	望ましい食生活への関心をもてるようになったか1年間のまとめをする。	献立委員会 運営委員会

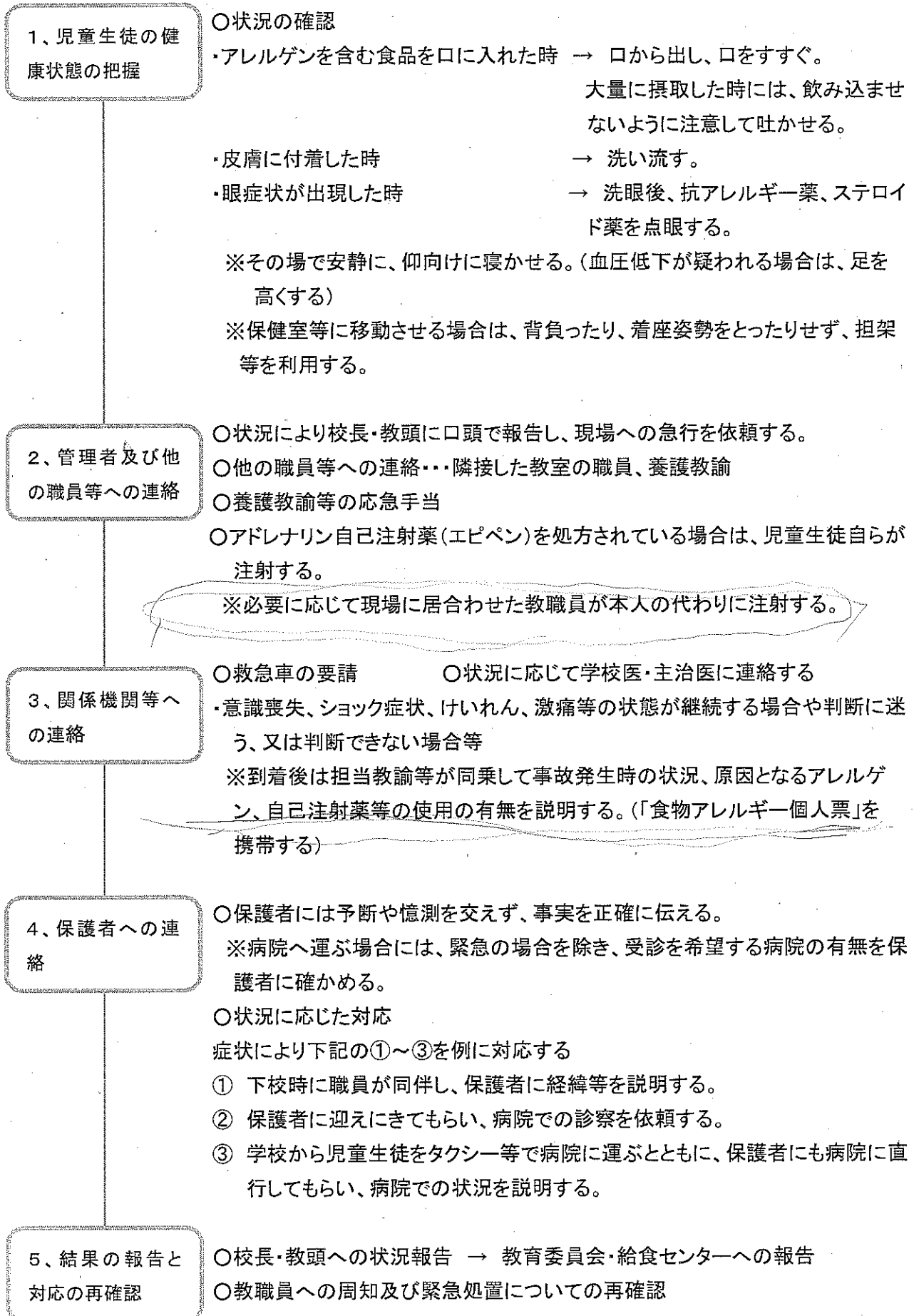
# 学校給食事故（伝染病、食中毒）発生時の対応



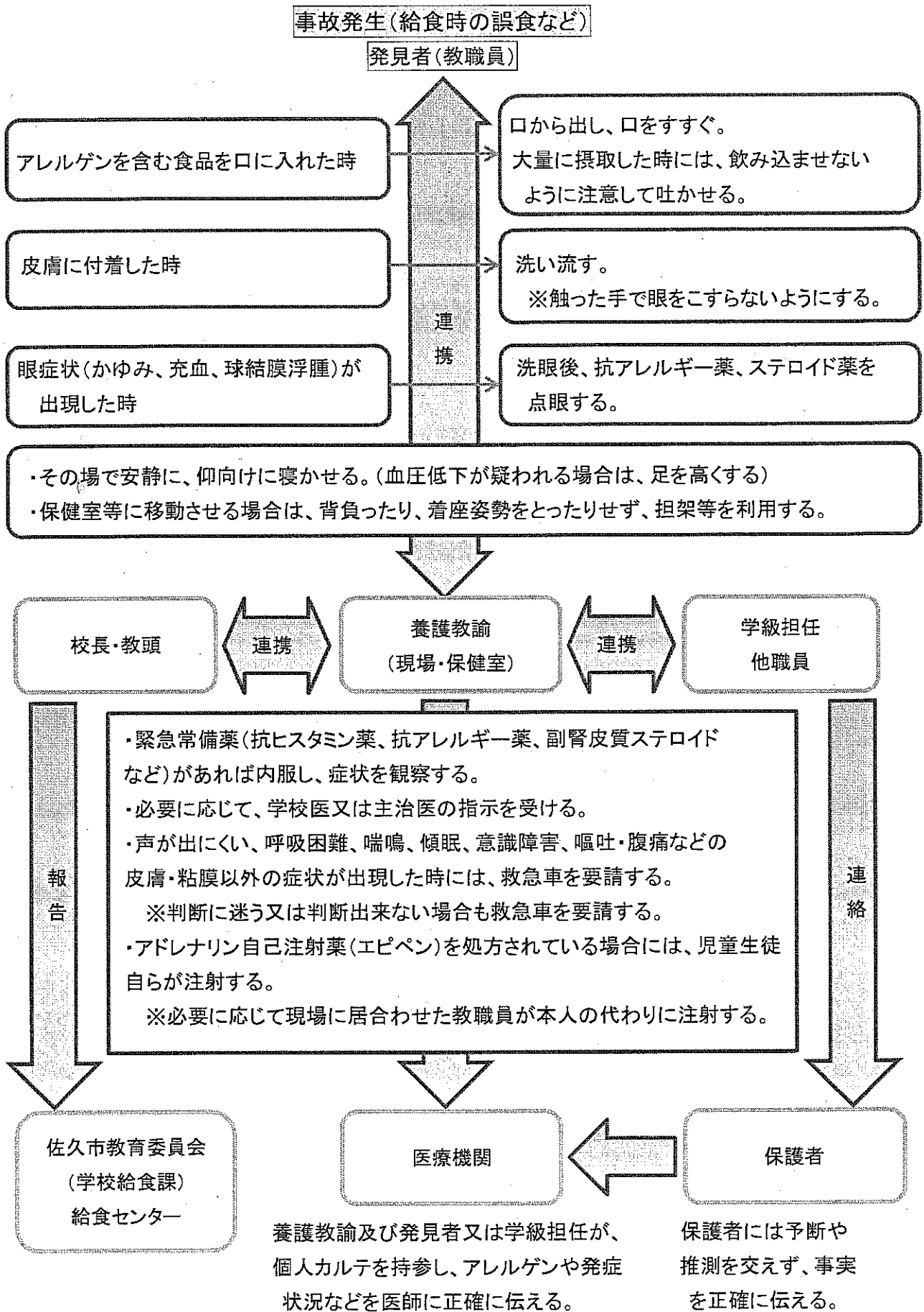


# 食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課



# 緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例



## 佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（平成25年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

1. この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・白田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
  2. 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
  3. 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
    - (1) 小学生 260円
    - (2) 中学生 300円
    - (3) 職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
  4. 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
  5. 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
  6. 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため、学級・学年・学校単位で給食を受けなくなるときは、1週間以上前に【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
  7. 個人（児童生徒及び職員）単位の変更（連続して5日以上）については、直ちに【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
  8. 個人（児童生徒及び職員）単位の給食費の返金は、原則として連続して5日以上欠食（給食停止）の場合に返金するものとする。
  9. 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。ただしこの場合は、配送業務の調整等が必要となることから、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
  10. 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する給食連絡日誌（人員表）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
  11. 給食費は、10. で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。  
学校は、指定日（20日前後）までに納付書により指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
  12. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
  13. 平成25年度の牛乳返金額は、小中学生とも単価額50円（消費税込）とする。
  14. アレルギー対応食提供事業に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）
- ※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。  
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別表（平成25年度）

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	50円	24円	42円	40円
中 学 校	50円	32円	46円	46円

○佐久市学校給食センター条例

平成17年4月1日条例第197号

改正

平成20年3月27日条例第24号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校及び中込小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市田口6450番地	臼田中学校、臼田小学校、田口小学校、青沼小学校及び切原小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補
- (5) 書記又は技手

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 主事、技師、主事補、技師補、書記及び技手は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

- 2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなけ

ればならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

(1) 出勤簿

(2) 超過勤務命令簿

- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊  
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、白田町学校給食センター規則（昭和41年白田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

平成 25 年 度

佐久市学校給食北部センター給食会計予算書(案)

佐久市学校給食北部センター



## 平成25年度佐久市学校給食北部センター給食会計予算

平成25年度佐久市学校給食北部センター給食会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 190,703,000円 と定める。

平成25年5月20日 提出

学校給食課長 磯 貝 修